

平成28年度

城辺中学校いじめ防止基本方針

「いじめ防止対策推進法」第13条に基づき、本校の実情に応じた、いじめ防止等の対策のための基本的な方針を定める。

城辺中学校いじめ防止基本方針には、「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」、「いじめの早期解決への取り組み」、そのために「教職員は何をするか」、「家庭や地域とどう協力し合うのか」等を示し、生徒が安心して学校生活を送れる学校づくりのため、いじめ防止対策を教職員が一丸となって効果的に推進するために策定するものである。

平成28年4月

宮古島市立城辺中学校

宮古島市立城辺中学校いじめ防止等に係わる基本方針

1 いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）に基づき本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応（以下、「いじめの防止等」という。）についての基本的な考え方や具体的な対応及び実施体制について定める。

2 いじめの防止等に係わる基本的な考え方

いじめの問題に取り組むに当たっては、本校の生徒実態や生徒指導上の課題について確認し、組織的かつ計画的に、いじめのない学校を構築するため、本校教職員および関係者の認識の共有と徹底を図る。

（1）いじめの定義

基本方針におけるいじめについて、法第2条を踏まえ、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（2）いじめの問題への認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。

- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(3) 具体的ないじめの態様(例)

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・身体や動作について不快なことを言われる
 - ・嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる
 - ・遊びやチームに入れない
 - ・席を離される
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・身体をこづかれたり、触って知らないふりをされる
 - ・遊びと称して対象の子が技をかけられたりする
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・殴られ、蹴られるのが繰り返される
- ⑤金品をたかられる
- ・脅され、お金や持ち物を取られる
- ⑥持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・筆箱等、文房具を隠される
 - ・靴に画鋲やガムを入れられる
 - ・写真や鞆等を傷つけられる
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・万引きやかつあげを強要される
 - ・大勢の前で衣服を脱がされる
 - ・教師や大人に暴言を吐かされる
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる
 - ・いたずらや脅迫のメールが送られる

⑨性的いたづらをされる

- ・スカートをめくられる、無理矢理キスをされる、胸を触られる、裸にされる 等

「沖縄県いじめ防止基本方針」より

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向に配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 いじめの未然防止の取り組み

「いじめが起らない学校づくり」を目指し、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも、どの学校にも起こり得る」という認識をすべての教員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育て、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。そのために、すべての生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止に力を入れて取り組む。

(1) 生徒達や学級の様子を知るために

①教職員の気づきが基本

生徒たちや学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、生徒たちと場を共にすることが必要である。その中で、生徒たちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていく。

②実態把握の方法

生徒たちの個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要である。そのためには、生徒たち及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査、生徒たちのストレスに対して心理尺度等を用いた調査等を実態把握の一つの方法として実施する。また、配慮を要する子供たちの進級や進学に際しては、教職員間や学校間で適切な引継ぎを行う。

(2) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのために

主体的な活動を通して、生徒たちが自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じ取れる「心の居場所づくり」の取組が大切である。生徒たちは、まわりの環境によって大きな影響を受ける。生徒たちにとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が生徒たちに対して愛情を持ち、配慮を要する

子どもたちを中心に捉えたあたたかい学級経営や教育活動を展開することが、生徒たちに自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえで大きな力となる。

①生徒たちのまなざしと信頼

生徒たちは、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、子供たちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場面がある。教職員は、生徒たちの良きモデルとなり、慕われ、信頼されるよう努める。

②心の通い合う教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気大切である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、生徒たちと向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進する。

③自尊感情を高める、分かりやすい学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。教員一人ひとりが分かりやすい授業を心がけ、生徒に基礎・基本の定着を図り、生徒が活躍できる授業改善を行い、達成感を味わわせる。その中で、「こんなに認められた」「人の役に立った」という経験が、生徒たちの自尊感情を育み成長させる。教職員の子供たちへの温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、生徒たちは大きく変化するものである。また、年間を通じて、計画的に学年・学校行事を配置し社会体験や生活体験を行わせることで、生徒自身が自ら気づき学ぶ機会を提供していく。その中には、他学年との交流や小中の連携も積極的に推進していく。

(3) 命や人権を尊重し豊かな心を育てるためには

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々なかかわりを深める体験教育を充実させることは、豊かな心を育成する重要ポイントである。

①人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒たちに理解させることが大切である。また、生徒たちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

②道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。生徒たちは、心が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。道徳の授業では、学級の児童生徒の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱う。

(4) 保護者や地域の方への働きかけ

P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、HP、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行う。

4 いじめの早期発見への取り組み

いじめは、早期に発見することが早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒たちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人たちが気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒たちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、生徒たちに関わるすべてを教職員の間で情報を共有し、保護者の方とも連携して情報を収集することが大切である。

(1) 教職員のいじめに気づく力を高めるために

①生徒の立場に立つ

一人ひとりをも人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、生徒たちの言葉をきちんと受け止め、生徒たちの立場に立ち、生徒たちを守るという姿勢で取り組む。

②生徒たちを共感的に理解する

集団の中で配慮を要する生徒たちに気づき、生徒たちの些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れるような感性を高めることが求められている。そのためには、生徒たちの気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に生徒たちの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高める。

(2) いじめが見えにくいのは

①いじめは大人の見えないところで行われ、目につきにくい時間や場所を選んで行われ

ている。

- ・無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われている。〈時間と場所〉
- ・遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、部活動の練習のふりをして行われている形態がある。

②いじめられている本人からの訴えは少ない

いじめられている生徒には、

- ①親に心配をかけたくない、
 - ②いじめられる自分はダメな人間だ、
 - ③訴えても大人は信用できない、
 - ④訴えたらその仕返しが怖い、
- などといった心理がはたらくものである。

③ネット上のいじめは最も見えにくい

ネット上でいじめにあっている兆候は学校ではほとんど見えない。家庭で「メール着信があっても出ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう依頼しておく必要がある。

(3) 早期発見のための手だて

①日々の観察 ～生徒がいるところには、教職員がいる～

休み時間や放課後の雑談等の機会に、生徒たちの様子に目を配る。「生徒たちがいるところには、教職員がいる」ことを目指し、生徒たちと共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。また、教室に日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をすることが大切である。

②観察の視点 ～集団を見る視点が大切～

成長の発達段階からみると、生徒たちは小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、その時期にいじめが発生しやすくなる。その発達時期をどのように過ごしてきたのかなど担任を中心に情報を収集し学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる。

③生活記録の活用 ～コメントのやりとりからうまれる信頼関係～

生活記録を書かせ、担任と生徒・保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係が構築できる。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

④教育相談 ～気軽に相談できる雰囲気づくり～

日常生活の中での教職員の声かけ等、生徒たちが日頃から気軽に相談できる環境をつくるのが重要である。それは、教職員と子供たちの信頼関係の上で形成されるものである。また、定期的な教育相談週間を設けて、生徒を対象とした教育相談を実施し、相談体制を整備する。

⑤いじめ実態調査アンケート ～アンケートは、実施時の配慮が重要である～

実態に応じて随時実施することにする。毎月1回スクールライフアンケート(無記名)において、いじめ実態調査を実施。アンケートを実施するにあたっては、いじめられている子どもにとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、状況に応じて配慮し実施する。

⑥5W1H

気になる変化が見られた場合、《 5W1H: いつ・どこで・誰が・誰と・何を・どのように 》を簡単にメモし、関係職員に伝え、情報を共有できるようにしておく。

(4) 相談しやすい環境づくりをすすめるために

生徒たちが、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきである。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられる。

- ①本人からの訴えには日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手だてを考えねばならない。保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めることとともに、具体的に心身の安全を保証する。「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いを持つことなく傾聴する。
(※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。)

②まわりの生徒からの訴えには

いじめを訴えたことにより、その生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の生徒からの目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないことを伝え、安心感を与える。

③保護者からの訴えには

保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるように、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切である。問題が起こったときだけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けない。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスである。日頃から、生徒の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておくことが必要である。生徒の苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解して接する。

5 いじめ早期解決への取り組み

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

(1) いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、ただちに学級担任、生徒指導主任に連絡し、管理職に報告する。

①いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す

- ・いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聞く場合は、他の生徒たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている生徒といじめている生徒を別の場所で行う。
- ・状況に応じて、いじめられている生徒、いじめ情報を与えた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

②事実確認と情報の共有

- ・いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や信条などをいじめている生徒から聴き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員（担任・生徒指導担当）で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- ・短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指導のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

(2) いじめが起きた場合の対応

①いじめられた生徒に対して

〈 生徒に対して 〉

- ・事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

〈 保護者に対して 〉

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に相談し、事実関係を直接伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携をとりながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

(※いじめを訴えた保護者から不信感をもたれた教職員の言葉)

- ・お子さんにも悪い所があるようです。
- ・家庭での甘やかしが問題です。
- ・クラスにはいじめはありません。
- ・どこかに相談にいかれてはどうですか。

②いじめた生徒に対して

〈 生徒に対して 〉

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向けて指導する。
- ・心理的な孤独感・疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

〈 保護者に対して 〉

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢をし、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

③周りの生徒たちに対して

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。

- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

④継続した指導

- ・いじめが解消したと見られる場面でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う事を怠ってはならない。
- ・教育相談、生活記録などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ・いじめられた生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ・いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組む事を洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりの取組を強化する。

6 ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて細心の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。未然防止には、本校の校則にある利用禁止の意図、また生徒たちのパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

(1) ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり。メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

①トラブルの事例

- ・メールでのいじめ

- ・ブログでのいじめ
- ・チェーンメールでのいじめ
- ・学校非公式サイト（学校裏サイト）でのいじめ
- ・SNSや動画共有サイトでのいじめ

②子供たちが事件に巻き込まれた事例だけでなく、子供たちがインターネットをどのように使っているか、保護者とともに調査することも必要である。

（２）未然防止のために

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行うことが重要である。

①保護者会等で伝えたいこと

〈 未然防止の観点から 〉

- ・生徒たちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において生徒たちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること。
- ・インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起きているという認識を持つこと。
- ・「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に生徒たちに深刻な影響を与えることを認識すること。

〈 早期発見の観点から 〉

- ・家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること。

②情報モラルに関する指導の際、生徒たちに理解させるポイント

〈 インターネットの特殊性を踏まえて 〉

- ・発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- ・匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- ・違法情報や有害情報が含まれていること。
- ・書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく傷害など別の犯罪につながる可能性があること。
- ・一度流出した情報は、簡単に回収できないこと。

7 いじめ問題に向けての校内組織

いじめ問題の取組にあつては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのために、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められる。本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、学校長が任命したいじめ問題に特化した機動的な「いじめ対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う必要がある。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開することが大切である。

(1) いじめ対策委員会の設置について

- ①いじめ対策委員会は、学校長が任命した教頭、教務、生徒指導主任、養護教諭、スクールカウンセラーなどをメンバーとして設置する。なお、メンバーは実態に応じて柔軟に対応する。
- ②いじめ対策委員会は、いじめ対策に特化した役割を明確にしておくことが大切である。

《 いじめ対策委員会組織 》

いじめ対策委員会

〈 構 成 員 〉

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 養護教諭 スクールカウンセラー

* 事実確認のため調査班を編成する場合もある。

* 事案により柔軟に編成する。

〈 調 査 班 〉

生徒指導主任 担任 副担任 養護教諭等

緊急対応会議

〈 対 応 班 〉

生徒指導主任、担任 学年所属教職員等

※定例のいじめ対策委員会は、学期に1回程度開催する。

※いじめ事案の発生時は、緊急対応会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班等を編成し対応する。

※いじめ対策委員会での内容や事案に応じての対応については職員会議において報告し、周知徹底させる。

8 重大事態への対応

重大事態が発生した場合は教育委員会と連携し調査を行う。

いじめの中には、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような重大事態が含まれる。これら重大事態については、「7」のいじめ対策委員会を中核とする「重大事態対応プロジェクトチーム」を編成し、事態に対処するとともに、事実関係を明確にし、同種の事態の発生の防止に役立てるための調査を行う。

(1) 「重大事態」の定義

いじめの「重大事態」を、次のとおり定義する。

- 一 いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(児童生徒が自殺を企図した場合等)
- 二 いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(いじめによる欠席が年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。)
- 三 生徒や保護者からいじめられて上記一・二の事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2) 具体的な対応

- ①重大事態が発生した場合は、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするため、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を実施する。
- ②教育委員会を通じて、速やかに市長へ重大事態発生について報告する。
- ③当該生徒及びその保護者に対し、適時・適切な方法で調査結果を提供する。